

◎佐賀県条例第16号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～291 略					1～291 略				
292から302まで 削除					292から299まで 削除				
					300 農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第1項の規定に基づく登録検査機関の登録の申請に対する審査	登録検査機関の登録を申請する者	登録検査機関登録申請手数料	150,000円	登録申請のとき
					301 農産物検査法第18条第1項の規定に基づく登録検査機関の登録	登録検査機関の登録の更新を申請する者	登録検査機関登録更新申請手数料	10,100円	更新申請のとき

改正前					改正後				
					<u>の更新の申請 に対する審査</u>				
					<u>302 農産物検査法第19条第2項の規定に基づく登録検査機関の変更登録の申請に対する審査</u>	<u>登録検査機関の変更登録を申請する者</u>	<u>登録検査機関変更登録申請手数料</u>	<u>(1) 農産物検査法第17条第4項第3号の農産物の種類の増加に係るもの 30,000円</u> <u>(2) 農産物検査法第17条第4項第4号の登録の区分の増加に係るもの 150,000円</u>	<u>変更登録申請のとき</u>
303～407の2の2 略					303～407の2の2 略				
407の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長	長期優良住宅建築等計画の認定を申請する者	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建	認定申請のとき	407の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定による認定	長期優良住宅建築等計画の認定を申請する者	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建	認定申請のとき

改正前		改正後	
<p><u>期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</u></p>	<p>建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例（昭和46年佐賀県条例第25号）別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額）</p> <p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、</p>	<p><u>（以下この号及び次号において「長期優良住宅建築等計画の認定」という。）の申請に対する審査</u></p>	<p>建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例（昭和46年佐賀県条例第25号）別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額）</p> <p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、</p>

改正前				改正後			
			<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する基準に適合すると認められた計画（以下「事前審査適合計画」という。）である場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>				<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する基準に適合すると認められた計画（以下「事前審査適合計画」という。）である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア <u>住宅を新築する場合</u> 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それ</p>

改正前					改正後				
				ア～ケ 略					<p> <u>それぞれ次に定</u> <u>める金額</u> <u>(ア)～(ケ)</u> 略 <u>イ 既存住宅</u> <u>(新築時に</u> <u>長期優良住</u> <u>宅建築等計</u> <u>画の認定を</u> <u>受けていな</u> <u>い住宅をい</u> <u>う。以下こ</u> <u>の号及び次</u> <u>号において</u> <u>同じ。)</u> を 増築又は改 築する場合 次に掲げ る建築物の 床面積の合 計の区分に 応じ、それ <u>それぞれ次に定</u> <u>める金額</u> <u>(ア) 床面</u> <u>積の合計</u> <u>が200平</u> </p>

改正前					改正後				
									方メートル以内のもの 10,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 19,000円 (ウ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 33,000円 (エ) 床面積の合計が1,000

改正前					改正後				
									平方メー トルを超 え3,000 平方メー トル以内 のもの 47,000円 (オ) 床面 積の合計 が3,000 平方メー トルを超 え5,000 平方メー トル以内 のもの 87,000円 (カ) 床面 積の合計 が5,000 平方メー トルを超 え1万平 方メー トル以内の もの 149,000

改正前					改正後				
									<u>円</u> (キ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの <u>245,000</u> <u>円</u> (ク) 床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの <u>301,000</u> <u>円</u> (ケ) 床面積の合計が3万平方メートル

改正前					改正後				
				<p>(2) 略</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア～ケ 略</p>					<p>ルを超え るもの 321,000 円</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅を新築する場合次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(ケ) 略</p> <p>イ 既存住宅を増築又は</p>

改正前					改正後				
									改築する場合 次に掲げる建築物 の床面積の 合計の区分 に応じ、そ れぞれ次に 定める金額 (ア) 床面 積の合計 が200平 方メー トル以内の もの 78,000円 (イ) 床面 積の合計 が200平 方メー トルを超え 500平方 メートル 以内のも の 184,000 円 (ウ) 床面

改正前					改正後				
									<u>積の合計</u> <u>が500平</u> <u>方メー</u> <u>ルを超え</u> <u>1,000平</u> <u>方メー</u> <u>ル以内の</u> <u>もの</u> <u>294,000</u> <u>円</u>
									(エ) 床面 <u>積の合計</u> <u>が1,000</u> <u>平方メー</u> <u>トルを超</u> <u>え3,000</u> <u>平方メー</u> <u>トル以内</u> <u>のもの</u> <u>584,000</u> <u>円</u>
									(オ) 床面 <u>積の合計</u> <u>が3,000</u> <u>平方メー</u> <u>トルを超</u> <u>え5,000</u>

改正前					改正後				
									平方メ トル以 内の もの <u>1,043,000</u> 円 (カ) 床 積の合 計が 5,000 平方 メー トル を超 え1 万平 方メ ートル 以内 のも の <u>1,787,000</u> 円 (キ) 床 積の合 計が 1万平 方メー トル を超 え2 万平 方メ ートル 以内 のも の <u>3,305,000</u> 円

改正前					改正後				
								(ク) 床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの 4,722,000円	
								(ケ) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの 5,790,000円	
407の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建	長期優良住宅建築等計画の変更を申請する者	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	(1) 次に掲げる建築物の計画の変更(変更に係る長期優良住宅建築等計画が住宅性能評価計画	変更認定申請のとき	407の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建	長期優良住宅建築等計画の変更を申請する者	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	(1) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該申請に併せて建築基準法第	変更認定申請のとき

改正前		改正後	
<p>築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>である場合を除く。)に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算し</p>	<p>築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数を加算した額）</p>

改正前				改正後			
			た額) の手数料を 加算した額)				ア 新築時に 長期優良住宅 建築等計画の 認定を受けた 住宅に掲げる 建築物の計画 の変更(変更 に係る長期優 良住宅建築等 計画が住宅性 能評価計画で ある場合を除 く。)に係る部 分の床面積の 合計の区分に 応じ、それぞれ 次に定める金 額(ア)～(ケ) 略 イ 増築又は
			ア～ケ 略				

改正前					改正後				
									<p>改築時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けた既存住宅 次に掲げる建築物の計画の変更（変更に係る長期優良住宅建築等計画が住宅性能評価計画である場合を除く。）に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（ア）床面積の合計が200平方メートル以内のもの</p>

改正前					改正後				
									<u>10,000円</u> (イ) 床面 <u>積の合計</u> <u>が200平</u> <u>方メー</u> <u>ルを超</u> <u>え500平</u> <u>方メー</u> <u>トル</u> <u>以内の</u> <u>も</u> <u>の</u> <u>19,000円</u> (ウ) 床面 <u>積の合計</u> <u>が500平</u> <u>方メー</u> <u>ルを超</u> <u>え1,000平</u> <u>方メー</u> <u>トル以</u> <u>内の</u> <u>も</u> <u>の</u> <u>33,000円</u> (エ) 床面 <u>積の合計</u> <u>が1,000</u> <u>平方メ</u> <u>トルを</u> <u>超</u> <u>え3,000</u>

改正前					改正後				
									平方メー トル以内 のもの 47,000円
									(オ) 床面 積の合計 が3,000 平方メー トルを超 え5,000 平方メー トル以内 のもの 87,000円
									(カ) 床面 積の合計 が5,000 平方メー トルを超 え1万平 方メー トル以内の もの 149,000 円
									(キ) 床面 積の合計

改正前					改正後				
									<u>が1万平方メートルを超え</u> <u>2万平方メートル以内のもの</u> <u>245,000円</u> (ケ) 床面積の合計
									<u>が2万平方メートルを超え</u> <u>3万平方メートル以内のもの</u> <u>301,000円</u> (ケ) 床面積の合計
									<u>が3万平方メートルを超えるもの</u> <u>321,000</u>

改正前				改正後			
			<p>(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に係る変更がある場合（変更に係る長期優良住宅建築等計画が事前審査適合計画又は住宅性能評価計画である場合を除く。）</p> <p>(1)に定める額に次に掲げる建築物の<u>計画の変更に係る部分の床面積の合計</u>の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p>				<p style="text-align: center;">円</p> <p>(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に係る変更がある場合（変更に係る長期優良住宅建築等計画が事前審査適合計画又は住宅性能評価計画である場合を除く。）</p> <p>(1)に定める額に次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>ア <u>新築時に長期優良住</u></p>

改正前					改正後				
				ア～ケ 略					<p>宅建築等計画の認定を受けた住宅次に掲げる建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額(ア)～(ケ)略</p> <p>イ 増築又は改築時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けた既存住宅次に掲げる建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計の区</p>

改正前					改正後				
									分に応じ、 それぞれ次 に定める額 を加算した 額 (ア) 床面 積の合計 が200平 方メー トル以内の もの 57,000円 (イ) 床面 積の合計 が200平 方メー トルを超え 500平方 メートル 以内のも の 147,000 円 (ウ) 床面 積の合計 が500平 方メー トル

改正前					改正後				
									ルを超え 1,000平 方メー トル以内の もの 236,000 円 (エ) 床面 積の合計 が1,000 平方メー トルを超 え3,000 平方メー トル以内 のもの 483,000 円 (オ) 床面 積の合計 が3,000 平方メー トルを超 え5,000 平方メー トル以内 のもの

改正前					改正後				
									884,000
									円
									(カ) 床面
									積の合計
									が5,000
									平方メー
									トルを超
									え1万平
									方メート
									ル以内の
									もの
									1,548,000
									円
									(キ) 床面
									積の合計
									が1万平
									方メート
									ルを超え
									2万平方
									メートル
									以内のも
									の
									2,898,000
									円
									(ク) 床面
									積の合計
									が2万平

改正前					改正後				
				(3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第4号又は第5号に係る変更がある場合 (変更に係る長期優良住宅建築等計画が					方メートルを超え 3万平方メートル以内のもの の 4,205,000 円 (ケ) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの 5,199,000 円 (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第4号又は第5号に係る変更がある場合 (変更に係る長期優良住宅建築等計画が

改正前				改正後			
			<p>事前審査適合計画又は住宅性能評価計画である場合を除く。) (1)に定める額に次に掲げる建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p>				<p>事前審査適合計画又は住宅性能評価計画である場合を除く。) (1)に定める額に次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>ア 新築時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅次に掲げる建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、そ</p>

改正前					改正後				
				ア～ケ 略					<p>それぞれ次に定める額を加算した額 (ア)～(ケ)</p> <p>略</p> <p>イ 増築又は改築時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けた既存住宅 次に掲げる建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル以内の</p>

改正前					改正後				
									<u>もの</u> <u>10,000円</u> (イ) <u>床面</u> <u>積の合計</u> <u>が200平</u> <u>方メー</u> <u>ルを超え</u> <u>500平方</u> <u>メートル</u> <u>以内のも</u> <u>の</u> <u>18,000円</u> (ウ) <u>床面</u> <u>積の合計</u> <u>が500平</u> <u>方メー</u> <u>ルを超え</u> <u>1,000平</u> <u>方メー</u> <u>ル以内の</u> <u>もの</u> <u>27,000円</u> (エ) <u>床面</u> <u>積の合計</u> <u>が1,000</u> <u>平方メー</u> <u>トルを超</u>

改正前					改正後				
									え3,000 平方メー トル以内 のもの 54,000円 (オ) 床面 積の合計 が3,000 平方メー トルを超 え5,000 平方メー トル以内 のもの 72,000円 (カ) 床面 積の合計 が5,000 平方メー トルを超 え1万平 方メー トル以内の もの 90,000円 (キ) 床面 積の合計

改正前					改正後				
									<u>が1万平方メートルを超える</u> <u>2万平方メートル以内のもの</u> <u>162,000円</u> (ケ) 床面積の合計
									<u>が2万平方メートルを超える</u> <u>3万平方メートル以内のもの</u> <u>216,000円</u> (ケ) 床面積の合計
									<u>が3万平方メートルを超えるもの</u> <u>270,000円</u>

改正前					改正後				
			(4)・(5) 略				円	(4)・(5) 略	
407の5・407の6 略					407の5・407の6 略				
407の7 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の認定を申請する者	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額）	認定申請のとき	407の7 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の認定を申請する者	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額）	認定申請のとき

改正前				改正後			
			<p>(1) 略</p> <p>(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の(1)に掲げる住宅以外の住宅をいう。以下この号及び次号において同じ。）又は複合建築物（共同住宅等で住宅以外の用途に供する部分を有するものをいう。以下この号及び次号において同じ。）の住戸の認定の場合 次に掲げる住戸の数の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>				<p>(1) 略</p> <p>(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の(1)に掲げる住宅以外の住宅をいう。以下この号から第407号の9まで及び第407号の11において同じ。）又は複合建築物（共同住宅等で住宅以外の用途に供する部分を有するものをいう。以下この号から第407号の9まで及び第407号の11において同じ。）の住戸の認定の場合 次に掲げる住戸の数の合計の区</p>

改正前					改正後				
				<p>ア～ケ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 一戸建ての住宅、複合建築物又は非住宅建築物（住宅の部分をも有しない建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）の建築物全体の認定の場合 (1) に定める額（複合建築物の場合は、(3) に定める額）に、次に掲げる住宅以外の用途に供する部分の面積の合計の区分に応じ、それぞれ</p>					<p>分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 一戸建ての住宅、複合建築物又は非住宅建築物（住宅の部分をも有しない建築物をいう。以下この号から第407号の9まで及び第407号の11において同じ。）の建築物全体の認定の場合 (1) に定める額（複合建築物の場合は、(3) に定める額）に、次に掲げる住宅以外の用途に供する部分の面</p>

改正前				改正後			
			<p>れ次に定める額（外皮性能（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準をいう。以下この号において同じ。）の評価を要しない場合は、(3)に定める額）を加算した額。ただし、非住宅建築物の場合にあつては、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（外皮性能の評価を要しない場合は、(3)に定める金額）</p>				<p>積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（外皮性能（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準をいう。以下この号において同じ。）の評価を要しない場合は、(3)に定める額）を加算した額。ただし、非住宅建築物の場合にあつては、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（外皮性能の評価を要しない場合は、(3)に定める金額）</p>

改正前				改正後				
			ア～カ 略				ア～カ 略	
407の8 略				407の8 略				
				407の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する者	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数を加算した額） (1) 一戸建て	認定申請のとき

改正前	改正後
	<p> <u>の住宅で住宅</u> <u>以外の用途に</u> <u>供する部分を</u> <u>有しないもの</u> <u>次に掲げる</u> <u>建築物の床面</u> <u>積の合計の区</u> <u>分に応じ、そ</u> <u>れぞれ次に定</u> <u>める金額</u> <u>ア 床面積の</u> <u>合計が200</u> <u>平方メート</u> <u>ル未満のも</u> <u>の 35,000</u> <u>円（適合証</u> <u>（住宅にあ</u> <u>っては住宅</u> <u>の品質確保</u> <u>の促進等に</u> <u>関する法律</u> <u>第5条第1</u> <u>項に規定す</u> <u>る登録住宅</u> <u>性能評価機</u> <u>関が非住宅</u> <u>建築物にあ</u> </p>

改正前	改正後
	<p> <u>つてはエネルギーの使用の合理化に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に規定する基準に適合すると証明した書類又はこれに相当すると認められる書類をいう。以下この号において同じ。）が提出される場合に</u>あ </p>

改正前	改正後
	<p> <u>っては、</u> <u>5,000円)</u> <u>イ 床面積の</u> <u>合計が200</u> <u>平方メート</u> <u>ル以上のも</u> <u>の 39,000</u> <u>円 (適合証</u> <u>が提出され</u> <u>る場合にあ</u> <u>っては、</u> <u>5,000円)</u> (2) <u>共同住宅</u> <u>等又は複合建</u> <u>築物 (住宅の</u> <u>用途に供する</u> <u>部分に限る。)</u> <u>次に掲げる</u> <u>建築物の床面</u> <u>積の合計の区</u> <u>分に応じ、そ</u> <u>れぞれ次に定</u> <u>める金額</u> <u>ア 床面積の</u> <u>合計が300</u> <u>平方メート</u> <u>ル未満のも</u> </p>

改正前	改正後
	<p>の 69,000 円 (適合証 が提出され る場合に あつては、 10,000円)</p> <p>イ 床面積の 合計が300 平方メー トル以上2,000 平方メー トル未満の もの 115,000 円 (適合証 が提出され る場合に あつては、 21,000円)</p> <p>ウ 床面積の 合計が2,000 平方メー トル以上5,000 平方メー トル未満の もの 196,000 円 (適合証 が提出され</p>

改正前	改正後
	<p>る場合にあっては、 45,000円)</p> <p>エ 床面積の 合計が5,000 平方メートル以上のもの 281,000 円（適合証 が提出される場合に あっては、 81,000円)</p> <p>(3) 非住宅建築物 次に掲げる基準の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年</p>

改正前	改正後
	<p> <u>経済産業省令・国土交通省令第1号) 第8条第1項第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準をいう。)</u> <u>次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> <u>227,000円(適合証が提出される場合にあつ</u> </p>

改正前	改正後
	<p>ては、 10,000円)</p> <p>(イ) 床面 積の合計 が300平 方メー トル以 上 2,000平 方メー トル未 満の もの 367,000 円 (適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 27,000円)</p> <p>(ウ) 床面 積の合計 が2,000 平方メー トル以上 5,000平 方メー トル未 満の もの</p>

改正前	改正後
	<p>524,000 円（適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 81,000円）</p> <p>(エ) 床面 積の合計 が5,000 平方メー トル以上 1万平方 メートル 未満のも の</p> <p>645,000 円（適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 127,000 円）</p> <p>(オ) 床面 積の合計 が1万平</p>

改正前	改正後
	<p> 方メートル以上 2万5,000 平方メートル未満 のもの 763,000 円（適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 161,000 円） (か) 床面 積の合計 が2万 5,000平 方メー ートル以 上の もの 870,000 円（適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 </p>

改正前	改正後
	<p style="text-align: right;">201,000 円)</p> <p>イ モデル建 物法（建築 物エネルギー 消費性能 基準等を定 める省令第 8条第1項 第1号イ(2) 及びロ(2) に定める基 準をいう。） 次に掲げ る建築物の 床面積の合 計の区分に 応じ、それ ぞれ次に定 める金額</p> <p>(ア) 床面 積の合計 が300平 方メート ル未満の もの 87,000円</p>

改正前	改正後
	<p>(適合証が提出される場合にあつては、 10,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 146,000円 (適合証が提出される場合にあつては、 27,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上</p>

改正前	改正後			
				<p>5,000平方メートル未満のもの 236,000円（適合証が提出される場合にあつては、81,000円） (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 308,000円（適合証が提出される場合にあつては、127,000円）</p>

改正前	改正後
	<p>円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 370,000円 (適合証が提出される場合には、161,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 434,000円 (適合</p>

改正前		改正後				
				<p>証が提出される場合にあつては、 201,000円)</p> <p>(4) 一戸建ての住宅で住宅以外の用途に供する部分を有するもの(1)に定める額(3)で定める額を加算した額</p> <p>(5) 複合建築物 (2)に定める額(3)で定める額を加算した額</p>		
		<p>407の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を申</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更</p>	<p>前号の手数料の欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当す</p>	<p>変更認定申請のとき</p>

改正前	改正後				
	<u>基づく建築物 エネルギー消 費性能向上計 画の変更の認 定の申請に対 する審査</u>	<u>請する者</u>	<u>認定申 請手数 料</u>	<u>る金額</u>	
	<u>407の11 建築 物のエネルギー 消費性能の 向上に関する 法律第36条第 1項の規定に 基づく建築物 のエネルギー 消費性能の認 定の申請に対 する審査</u>	<u>建築物の エネルギー 消費性 能基準に 適合して いる旨の 認定を申 請する者</u>	<u>建築物 エネル ギー消 費性能 認定申 請手数 料</u>	<u>次に掲げる建築 物の区分に応じ、 それぞれ次に定 める金額</u> <u>(1) 一戸建て の住宅で住宅 以外の用途に 供する部分を 有しないもの</u> <u>次に掲げる 基準の区分に 応じ、それぞ れ次に定める 金額</u> <u>ア 性能基準 (建築物エ ネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第1条</u>	<u>認定申 請のと き</u>

改正前	改正後
	<p>第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準をいう。以下この号において同じ。) 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>35,000円</p> <p>(適合証(住宅にあっては住宅の品質確保の促進等に</p>

改正前	改正後
	<p> <u>関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、非住宅建築物にあってはエネルギーの使用の合理化に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第</u> </p>

改正前	改正後
	<p>3号に規定する基準に適合すると証明した書類又はこれに相当すると認められる書類をいう。以下この号において同じ。)が提出される場合にあっては、5,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 39,000円 (適合証が提出さ</p>

改正前	改正後
	<p>れる場合 にあつて は、5,000 円)</p> <p>イ 仕様基準 (建築物エ ネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第1条 第1項第2 号イ(2)及 びロ(2)に 定める基準 をいう。以 下この号に おいて同じ。)</p> <p>次に掲げ る建築物の 床面積の合 計の区分に 応じ、それ ぞれ次に定 める金額</p> <p>(ア) 床面 積の合計 が200平</p>

改正前	改正後
	<p>方メートル未満のもの 18,000円 (適合証が提出される場合 にあつては、5,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円 (適合証が提出される場合 にあつては、5,000円)</p> <p>(2) 共同住宅等又は複合建築物(住宅の用途に供する</p>

改正前	改正後
	<p>部分に限る。) 次に掲げる 基準の区分に 応じ、それぞ れ次に定める 金額</p> <p>ア 性能基準 次に掲げ る建築物の 床面積の合 計の区分に 応じ、それ ぞれ次に定 める金額</p> <p>(ア) 床面 積の合計 が300平 方メート ル未満の もの 69,000円 (適合証 が提出さ れる場合 にあって は、 10,000円)</p>

改正前	改正後			
				<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 115,000円 (適合証が提出される場合にあつては、21,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円 (適合</p>

改正前	改正後
	<p>証が提出される場合にあつては、 45,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 281,000円 (適合証が提出される場合にあつては、 81,000円)</p> <p>イ 仕様基準次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面</p>

改正前	改正後
	<p>積の合計 が300平 方メー トル未 満の もの 33,000円 (適合証 が提出さ れる場合 にあつて は、 10,000円)</p> <p>(イ) 床面 積の合計 が300平 方メー トル以 上 2,000平 方メー トル未 満の もの 57,000円 (適合証 が提出さ れる場合 にあつて は、</p>

改正前	改正後			
				<p>21,000円) (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 103,000円(適合証が提出される場合には、45,000円) (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 156,000円(適合証が提出される場</p>

改正前	改正後
	<p>合にあつては、 81,000円)</p> <p>ウ 性能基準と仕様基準の併用 ア に定める額にイに定める額を加算した額</p> <p>(3) 非住宅建築物 次に掲げる基準の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準をいう。）</p>

改正前	改正後
	<p>次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 227,000円（適合証が提出される場合にあつては、10,000円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル</p>

改正前	改正後			
				<p>ル未満の もの 367,000 円（適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 27,000円） (ウ) 床面 積の合計 が2,000 平方メー トル以上 5,000平 方メート ル未満の もの 524,000 円（適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 81,000円） (エ) 床面 積の合計</p>

改正前	改正後
	<p>が5,000 平方メー トル以上 1万平方 メートル 未満のも の</p> <p>645,000 円（適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 127,000 円）</p> <p>(オ) 床面 積の合計 が1万平 方メート ル以上 2万5,000 平方メー トル未満 のもの</p> <p>763,000 円（適合 証が提出</p>

改正前	改正後
	<p>される場合 にあっ ては、 <u>161,000</u> <u>円)</u></p> <p>(カ) 床面 積の合計 が 2 万 <u>5,000</u>平 <u>方メー</u> <u>トル以</u> <u>上の</u> <u>もの</u> <u>870,000</u> <u>円 (適合</u> <u>証が提出</u> <u>される場</u> <u>合にあっ</u> <u>ては、</u> <u>201,000</u> <u>円)</u></p> <p>イ モデル建 物法 (建築 物エネルギ ー消費性能 基準等を定 める省令第 <u>1 条第 1 項</u></p>

改正前	改正後
	<p>第1号口に定める基準をいう。)</p> <p>次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円 (適合証が提出される場合 は、 10,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル</p>

改正前	改正後
	<p>ル以上 2,000平 方メー トル未 満の もの 146,000 円（適 証が提 出され る場 合にあ っては 、 27,000 円） (ウ) 床 面積の 合計が 2,000 平方メ ートル 以上 5,000 平方メ ートル 未満の もの 236,000 円（適 証が提 出され る場 合にあ っては 、</p>

改正前	改正後
	<p>81,000円) (エ) 床面 積の合計 が5,000 平方メー トル以上 1万平方 メートル 未満のも の 308,000 円(適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 127,000 円) (オ) 床面 積の合計 が1万平 方メート ル以上 2万5,000 平方メー トル未満 のもの</p>

改正前	改正後
	<p>370,000 円（適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 161,000 円）</p> <p>(カ) 床面 積の合計 が 2 万 5,000平 方メート ル以上の もの 434,000 円（適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 201,000 円）</p> <p>(4) 一戸建て の住宅で住宅 以外の用途に 供する部分を</p>

改正前	改正後					
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 271 1406 686"></td> <td data-bbox="1415 271 1550 686"></td> <td data-bbox="1559 271 1671 686"></td> <td data-bbox="1680 271 1904 686"> 有するもの (1)に定める 額(3)で定 める額を加算 した額 (5) 複合建築 物 (2)に定 める額(3) で定める額を 加算した額 </td> <td data-bbox="1912 271 2018 686"></td> </tr> </table>				有するもの (1)に定める 額(3)で定 める額を加算 した額 (5) 複合建築 物 (2)に定 める額(3) で定める額を 加算した額	
			有するもの (1)に定める 額(3)で定 める額を加算 した額 (5) 複合建築 物 (2)に定 める額(3) で定める額を 加算した額			
408～494 略	408～494 略					
備考 略	備考 略					

附 則
 この条例は、平成28年4月1日から施行する。